



山形県公報

平成25年12月3日(火)
第2501号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1269
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1270
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……1271

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1272

## 告 示

### 山形県告示第1081号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|---------------------|-----------|
| 真 室 川 薬 局           | 最上郡真室川町大字新町408番地の2  | 平成25.10.1 |
| 有 限 会 社 斎 藤 薬 局     | 鶴岡市大東町25番15号        | 同 11.1    |
| ア ー チ 調 剤 薬 局 泉 町 店 | 鶴岡市泉町8番70号          | 同         |
| 寒 河 江 東 調 剤 快 晴 薬 局 | 寒河江市大字日田字五反202番地の2  | 同         |
| ア カ シ ア 調 剤 薬 局     | 長井市舟場22番6号          | 同         |
| え ぼ し 薬 局 宮 内 店     | 南陽市宮内字横町3506番地      | 同         |
| 宮 内 ま っ ち ゃ ん 薬 局   | 南陽市宮内4545番地の1       | 同         |
| 永 田 歯 科 医 院         | 上山市元城内3番62号         | 同 11.18   |

## 山形県告示第1082号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日       |
|-------------|--------------------|-------------|
| ほし薬局 真室川店   | 最上郡真室川町大字新町408番地の2 | 平成25. 9. 30 |
| 林 医 院       | 鶴岡市湯野浜一丁目5番43号     | 同 10. 31    |
| 有限会社 斎藤薬局   | 鶴岡市大東町25番15号       | 同           |
| アーチ調剤薬局 泉町店 | 鶴岡市泉町8番70号         | 同           |
| 寒河江東調剤快晴薬局  | 寒河江市大字日田字五反202番地の2 | 同           |
| アカシア調剤薬局    | 長井市舟場22番6号         | 同           |
| 宮内まっちゃん薬局   | 南陽市宮内4545番地の1      | 同           |
| 永田歯科医院      | 上山市美咲町二丁目38番1号     | 同 11. 17    |

## 山形県告示第1083号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------|----------------|-------------|
| 有限会社斎藤薬局           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 鶴岡市大東町25番15号   | 平成25. 11. 1 |
| デイサービス こもれび        | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 酒田市亀ヶ崎五丁目7番53号 | 同 11. 15    |
| 永田歯科医院             | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 上山市元城内3番62号    | 同 11. 18    |
| イエロー・グリーン薬局 北やまがた店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市肴町3番39号     | 同 11. 19    |

## 山形県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤坂真室川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|---------------------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 最上郡真室川町大字内町字下野々村367番1から<br>同 大字新町字塩野944番4まで | 旧    | 40.0メートル<br>} 9.6  | 700.0メートル |
| 同 上                                         | 新    | 43.8メートル<br>} 12.5 | 同上        |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成26年4月3日まで縦覧に供する。

平成25年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ上山店  
上山市矢来三丁目10番1外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称        | 住 所            | 代表者の氏名  |
|------------|----------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |

(変更後)

| 名 称               | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-------------------|----------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ          | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社ヤマザワ薬品        | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社ヤマザワカスタマーサービス | 山形市あこや町三丁目9番5号 | 山 澤 進   |
| 有限会社いなげ花店         | 上山市矢来一丁目3番18号  | 稲 毛 眞 人 |

株式会社十一屋

山形市七日町一丁目4番32号

松倉公一

## 3 変更年月日

平成25年11月18日

## 4 届出年月日

平成25年11月19日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年4月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年12月3日

山形県知事 吉村美栄子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要                       |                                    |
|----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパ<br>ート1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-9 | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用 | 13,300<br>円             | 15,300<br>円                        | 17,500<br>円                        | 19,800<br>円                        | 22,600<br>円                        | 26,100<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 飯豊アパ<br>ート   | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3   | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,900<br>円             | 17,200<br>円                        | 19,700<br>円                        | 22,200<br>円                        | 25,300<br>円                        | 29,300<br>円 |                          |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成25年12月9日から同月13日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成25年12月13日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成26年2月上旬